

# 石川県公報

令和4年1月7日

第13471号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	4
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	4

## 告 示

### 石川県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ルル薬局 加賀店	加賀市湖城町1-21	令和3年12月1日

### 石川県告示第2号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ルル薬局 加賀店	加賀市湖城町1-21	令和3年12月1日

### 石川県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
石川県知事 谷本 正憲	新	石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36 令和3年 11月21日
	旧	石川県立高松病院	

#### 石川県告示第4号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
石川県知事 谷本 正憲	新	石川県立こころの病院	かほく市内高松ヤ36 令和3年 11月21日
	旧	石川県立高松病院	

#### 石川県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
山岸医院	輪島市門前町本市11の8番地1	令和3年10月31日

#### 石川県告示第6号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
山岸医院	輪島市門前町本市11の8番地1	令和3年10月31日

#### 石川県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 愛康 会	小松市沖町478番地	ソフィアフィットネス	新 小松市園町ニ71番地 1	令和2年 8月1日
			旧 小松市園町ホ87-1	

**石川県告示第8号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 愛康 会	小松市沖町478番地	ソフィアフィットネス	新 小松市園町ニ71番地 1	令和2年 8月1日
			旧 小松市園町ホ87-1	

**石川県告示第9号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 山岸 医院	輪島市門前町本市11の8 番地1	山岸医院	輪島市門前町本市11の8 番地1	令和3年 10月31日

**石川県告示第10号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 山岸 医院	輪島市門前町本市11の8 番地1	山岸医院	輪島市門前町本市11の8 番地1	令和3年 10月31日

**石川県告示第11号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
沢 田 昌 代	訪問マッサージ まごのて	金沢市古府3-91 マルシン1号棟2	令和3年9月7日

**石川県告示第12号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
沢 田 昌 代	訪問マッサージ まごのて	金沢市古府3-91 マルシン1号棟2	令和3年9月7日

**石川県告示第13号**

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和4年1月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

ななか第2加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

七尾市能登島鰻目町55部17番地 鰻目大敷網株式会社

七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地 木戸 信裕

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区(能登島鰻目町及び能登島八ヶ崎町の区域に限る。)

## (3) 区分

大型定置網漁業(小型定置網漁業を合わせ営む漁業を含む。)

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

令和3年12月10日